高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	林地区 （宮西、西原西、西原東、天皇第一、天皇第二、佐古東、佐古西、亀ノ町、上下所、下下所、貢、下所、川東、中筋、下り原、乾南、乾北、本村、西下所、東下所、青木）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

混住化（居住区の中に農地がある）が進んでいる。
70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積より多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	161.3　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161.3　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	川添地区 （西八幡、東八幡、久保田、西天神、東天神、水田、八反地、西原、本村、中免、下所、川向、馬ノ口、香伯、元山上、元山中、元山下、末宗上、末宗下）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積と、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は、ほぼ均衡しているが、担い手の戸数が少なく、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	157.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.1　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	川島地区 （宮尾上、宮尾中、宮尾北、天神、山南、片山、上所、大角、横田、横内、郷、横張、川西、畑、川島、川東東、川東西、川久保、山北、由良、高野下、高野中、高野南）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。 農地中間管理機構の認知度が低いので、PRが必要である。担い手の高齢化が進んでいるが、新規の就農者がいない。農地の交換により、担い手の経営地の集約化をすすめていく必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	284.2　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	284.2　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	十河地区 （高野、本村、北下所、南下所、沖川西、藤の森、西田、東田、平田、檀原、外山、円土座、城、東宝地、西宝地、西ノ岡、社、西尾、中尾、権現堂、仲下所、沖下所）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	298.7　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	298.7　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
・高松市十川東町825　　644㎡のうち　0.28㎡
・高松市十川東町826-1　1156㎡のうち　0.40㎡
・高松市十川東町826-2　　700㎡のうち24.22㎡
・高松市十川東町827　　1842㎡のうち　0.61㎡
・高松市十川東町828　　1853㎡のうち　0.51㎡
・高松市十川東町832-1　2718㎡のうち　0.83㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	西植田地区 （葛谷東、葛谷南、神村、葛谷北、中谷、大石、東神内、西神内東、西神内西、大糸、北側、藤ノ棚、本村南、本村東、郷、浦山、稗田南、稗田北、上代、井口川、川、池田本村、川東、市場、中原、下代）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 獣害被害が大きい。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	441.4　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	441.4　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策の取組方針
地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	東植田地区 （宝地、下岩破、上岩破、高柿、久保田、城、高尾、高様東、岡、竹元、杣尾東、杣尾中、杣尾北、杣尾西、下司、高様、長田、菅沢北、菅沢南）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 担い手が高齢化しているので、若手の新規就農者が必要である。 全域で獣害被害が広がっている。 菅沢地区には、担い手がいない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	262.5　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	262.5　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	前田地区 （亀田北、亀田南、高田、川西、砂後、下所中、下所西、中川、長渕、勘定、引妻、西ラ谷、穂村、中塚、東ラ谷、東畑西、東畑上、東本村、西本村、呑田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	265.3　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	265.3　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積を図るとともに、担い手同士の経営地の交換により、農地の集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	一宮地区 （原又、下所、川渕、本村、上成合、原、岡畑、下市場、惣徳、荒、横内、上市場、宮東、宮西、一宮中筋、大内、一宮東原、鹿角上分、鹿角中筋、鹿角下分、鹿角上東原、鹿角下東原、上三名、中三名、下三名、川原南、川原北、二本坊、行寺、大所西、大所東、寺井東、寺井中、寺井西）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１０回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		245.6　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	245.6　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	仏生山地区 （上新町、新町、北新町、旭町、出作、下町、本村、新田、栄町、下神宮寺、上神宮寺、上百相、南芝居町、北芝居町、川畑）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
1筆当たりの圃場が小さく、道も狭いため大型機械の活用が困難。宅地化が進みつつある。（スピードが速い）

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	79.5　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79.5　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
　農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
⑦保全・管理等
　草刈りへの助成制度等を活用し、農地を保全していく。
⑩その他
　空き家を活用しつつ、Uターン・Iターンの受け入れを促進し、担い手を確保する。また、高齢者の居場所となるような農業施策を推進する。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	多肥地区 （下所、二部、一部、道佐古、上西、中所、出口、向井、中部、桜井、南部、妙同石、幸南、出作本町、出作西）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積と、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は、ほぼ均衡しているが、高齢化した担い手もいるので、新たな農地の受け手の確保も必要。
農道が狭く、大型機械が入りづらい農地は、借り手がいない。水利の慣行が複雑である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	102.9　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	102.9　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	三谷地区 （通谷西、犬ノ馬場西、北山、平石上、西三谷上、西三谷中、西三谷下、下所、鎌野北野、山大寺、原中、原上、通谷東、犬ノ馬場東、平石下、中原）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定農農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
道が狭い、土地の形状が悪いなど条件の悪い農地は、借り手がいない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	263.4　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263.4　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
　農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
⑦保全・管理等
　農地の粗放的管理の取組
　西三谷農事組合法人が中心となり、農地、畦畔の保全を行っていく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	木太地区 （平塚、宮前、今村、本村、西村、上川、向井、向井東、札場、札場東、夷西、夷中、夷東、下川、下川東、高須、高須西、新開東、新開北、新開中、新開西、洲端西、洲端東）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積より、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要であるが、全域が都市計画区域内の用途地域で農地と宅地が混在しているため、農地の集積・集約を希望する担い手がいない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	74.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.1　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
–
（2）農地中間管理機構の活用方針
–
（3）基盤整備事業への取組方針
–
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
–
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
–

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	鶴尾地区 （亀山東、亀山西、亀山中南、勅使北、勅使中、勅使南、東小山南、東小山北、御殿、松並南、松並北、釈加堂、西春日北、野山、西春日南、坂田、西ハゼ町、室町、室新町、東ハゼ町、田村北、中川原南、中川原北、田村第一、田村第二、田村第三、横田南、横田北、上天神南、上天神中、上天神北、上天神西、紙町）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１０回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
農業振興地域ではないので、ハード面の整備ができない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		131.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131.0　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	古高松地区 （西新開、東新開、本村三軒家、宮の原、南春日、八反地、堀江西、堀江東、南堀江、新田本村、友久、上原、久本、公文南、公文北、岡山、小山南、小山北、南谷、奥の坊、中谷、地部谷、地頭名、南帰来、北帰来、西津、臼井、中戸、東津、横山王墓、浦生、浜北、浜中、御殿、新馬場、三崎、中筋、中央、大橋、東山地、藤目、檀の浦、石場）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第11回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		340.7 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	340.7 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	牟礼地区 （原浜、中村、西村、王子、宮の前、羽間、丹僧、中代、上川東、下川東、川西、役戸、南神、田井、宮の下、薬師、反熊、菜切、川原、木戸、勝仁、牟礼浜、宮北、落合、久通り）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
牟礼地区には、担い手がいない。
牟礼、大町地区は、宅地化が進んでいる。
一筆当たりの面積が小さく、形状も不整形の耕作条件が悪い農地は、借り手がいない。
全域に獣害被害が広がっている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	279.2　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279.2　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、牟礼地域において、基盤整備の検討を行っていきたい。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策の取組方針
非農家も参加して、地域ぐるみで柵の設置を行っている。

高 農 第 ３ ７ ２ 号
令 和 8 年 7 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	庵治地区 （丸山、新開、才田、浜、谷、江の浜、竹居、笹尾、鎌野第1、鎌野第2、篠尾、高尻、北村、井谷、宮東、地頭名、原の内、馬治、松尾、湯谷）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月3日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
地域全体で高齢化が進み、地元に若い後継者がいない。
中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の要件が厳しかったため、集落協定に参加する農家が減っている。
地域全体で獣害被害がみられる。
水稲の作付けをしなくなった場所では、池の管理が行き届かなくなっている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		180.3　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.3　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、地域で柵の設置を行っている。
その他
農福連携の取り組みが行われており、農業者以外による農地の有効利用も検討していく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	高松市太田地区 （太田原、寺ノ元、西分南、西分北、東分中、東分北、西下所、鹿ノ井、東川、三軒家、居石、立石、下々所、鹿伏中央、上所南、上所北、鹿腹、松縄下所、松縄南、流石、松縄北、今里西脇、今里東脇、上福岡）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積がなく、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要であるが、全域が都市計画区域内の用途地域で農地と宅地が混在しているため、農地の集積・集約を希望する担い手がいない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	67.5　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.5　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
–
（2）農地中間管理機構の活用方針
–
（3）基盤整備事業への取組方針
–
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
–
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
–

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	川岡地区 （下川部、中筋、高松寺、大墓、原渕、諏訪、前屋敷、中田井、三軒家、原、馬堂、田井、平岡）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	265.3　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	265.3　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の育成確保などにより、労働力を確保するとともに、生産技術等を地域ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の担い手として育成する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	円座地区 （森光、佐古、西永井、東永井、横内、下本村西、下本村東、円座川向、上本村、東上円座、西上円座、萩ノ池、下所、新道、西村、川向下、川向上、上所上、上所下）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

70歳以上で後継者が未定の農業者の耕作面積が、今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積より多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
1筆あたりの圃場面積が小さく、道幅（進入路）も狭く大型機械が入りづらい。
水系が複雑であるため、稲作農家の入作や規模拡大が難しい。
農地をいつ売却（転用）されるかわからないので、農地を借りづらい場合がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	183.2　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183.2　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	檀紙地区 （下村、兀塚、上薬王寺、下薬王寺、森池、上中森、八幡、中森、紙漉、半田、落合、原引庫元、佐古、川原、北浦、山南、上西浦、梶池、下西浦、上所正勝、西山、池尻天神、田井、高橋、池ノ内、井坪山神、仁池、北側川原、尾崎、竹藪、本郷、川向）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積と、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積はほぼ均衡がとれている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	332.6　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	332.6　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

果樹等
果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	鬼無地区 （衣掛、山辺、鬼無南部、町内、下鬼無、神高、樋上、谷北、安徳、井手下、佐藤、赤子谷、山地、藤井村田、佐料上、佐料中、佐料下、岡、宮下・宮北、是竹）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要であるが、１筆当たりの圃場の面積が小さく、道も狭いため、農地の集積・集約が難しい。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		296.5　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	296.5　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
　農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
⑤果樹等
　果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、
　担い手への集積を促す環境整備に努める。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	弦打地区 （半田、小坂、大暮、定木、青木、相作、本村、中所、御殿、明見、中津、郷東、新地、乾）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
1筆当たりの圃場面積が小さく、道も狭いため、大型機械が使えない。 宅地化が進んでいる。
施設園芸に取り組みたい場合でも、長期で貸してくれる農地がない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		192.3　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	192.3　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
　農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
⑤果樹等
　果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、
　担い手への集積を促す環境整備に努める。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	香西地区 （川窪、芝山、平賀北、平賀本町、中塚戎、中塚浜、天神、会下、作山、釣東、本津西、本津南、本津北、川向、新田、中塚西本町、港釣西、新地）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第8回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

市街地近郊で、混住化（居住区の中に農地がある）が進んでいる。
地区西部エリアの傾斜地は、果樹産地であり、農地の集約化は難しい。
道が狭いので大型機械が入れず、地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が地区に入ってきづらい。

（2） 地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	108.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108.9 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けていく。 農地中間管理機構の活用により、入作希望の担い手の受け入れを促進していく。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	下笠居地区 （神在東西、中磯、川窪、植松、北辺、原山、桑崎、根香、山田尾路、木野戸、弾正原東・西・北、生島南北、生島・中上・中下・上下、小坂・南・上・下、塩屋南北、弓弦羽・東・西、地下北・一・二、地下・3・4・5）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	500.6　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	500.6　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
⑤果樹等
果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
⑦多面的機能支払制度の活用
多面的機能支払交付金の対象組織となる水利組合が中心となり、農地、水路、畦畔の保全を行っていく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	国分寺地区 （東大谷、西大谷、東下所、西下所、中筋、奥谷、北万灯、南万灯、東川西、西川西、橋岡、大道、中西、東奥、西奥、西山、馬場中、里、国分西下所、端岡、東山、坂川、上向田、原、馬場東、隅田、野間、寺家、馬場西、下福家北、下福家南、楠井、石ヶ鼻、相生、東羽間、川原、川西、日名代、下日名代、川向、空路、北原、内間、中福家、北谷、本村、十三塚・隠谷、南新名、中新名、下新名、西原、一里山、南側、石舟）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		602.2　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	602.2　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	大野地区 （山下、臼井東、臼井西、春日野、宮中、西本町、下り口、雪元、一本木、墓堂、小三、亀井、新生、前川原、中津、中坪、藤の棚、寺井）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積と70歳以上で後継者未定の面積は、ほぼ均衡がとれているが、大野地区での、農地の借受が難しい。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	88.9　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.9　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	川東地区 （光栄、中筋、宮下、笠山、荒横、北原、丸山、飯田原、嫁坂、上嫁坂、共園、進栄、平政、記念、公城、末角、中央、西原、新開、開神、立手利兼、鴨島、宮西、高地、立満、下川原、下倉上、下倉下、鮎滝下、浦山、向坂、日向、白砂、下谷、久保田、森窪、引土、天神、落合）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１０回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	385.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	385.0 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。 川東、川内原地区については、担い手間の農地の交換を進め、集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	浅野地区 （岡の上、東舟岡、西舟岡、池の側、久保、上浅野、山下、下横岡、上横岡、西荒、上ざこ、赤坂、道端、安西荒、東赤坂、宮の前、坂下、上万塚、下万塚、上実相寺、下実相寺）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第10回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
農地を相続するも、地区外のため、耕作放棄地が増えている。
山側で獣害被害が大きい。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		157.2　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.2　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	塩江・安原地区 （内場、檜、焼堂、物井川、真名屋敷、大屋敷、別子、小出川、松尾、細井、堀山、一ツ内、貝の股、荒小向、城原、御殿場、西地下、西地上、後川、芦川、馬場、東地、小田、生山、北井、中央、除ケ大向、本町・温泉通り、落合、柞野、中下所、菖蒲野、上地、下所東、下所奥、下所西、中筋、北内、音川、来栖、高畑、西桶、中村、炭谷、安田・平賀、奥野、下切、戸石、黒石、西谷、上中徳、下中徳、関、橋谷、鮎滝上、担、骨川、一万、小田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
山間農業地域である。
地域全体で獣害被害がみられる。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		448.6　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	448.6　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、塩江・安原地区において、基盤整備の取組を進めていく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。

高 農 第 ６ ５ １ 号
令和8年10月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長　大西　秀人

市町村名 （市町村コード）	高松市 （　37201　）
地域名 （地域内農業集落名）	池西・由佐地区 （盛兼、静、宝三地、尾崎、南原、城、新開、中筋、古田、田井、北原、出宮原、置樋、鵜生谷、藪池、下田井、中蓮、西原、宮前、在所、桜本、天神、中尾、切池、大坪、清水、東岡、行成、榑谷、落合、天福寺原、丸岡原、市谷、高根、池谷、音谷西、音谷東、片山、南門西、南門東、中屋、楠、中ノ丁、大股、堀ケ内、沖代、川原、中上、下榊、中下）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月28日 （第１１回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者（以下「担い手」という。）が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。
高齢化した担い手もいるので、新たな担い手の受け入れも必要である。
農地が分散している担い手については、農地の交換などで面的な集約化を図り、効率的な農地利用を進める必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米、麦、露地野菜、施設野菜、果樹、花卉、酪農及び畜産等を主要作物とし、団地化を形成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	638.3　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	638.3　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
－
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組
　農業協同組合等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
⑨耕畜連携
　耕畜連携の取り組みが行われており、遊休農地の解消を図るとともに、飼料作物の生産に取り組んでいく。